

平成24年度第1回

大阪府国土利用計画審議会

# 議案書

日 時 平成25年1月21日（月）

午後1時30分

場 所 大阪府中央区大手前2丁目1-2

国民會館住友生命ビル12階 大ホール



## 第1号議案

大阪府土地利用基本計画の変更について  
(計画書の改定)

総計第 1737 号

平成 24 年 12 月 21 日

大阪府国土利用計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

大阪府土地利用基本計画の変更について（諮問）

標記について、次のとおり変更したいので、国土利用計画法第 9 条第 14 項において  
準用する同条第 10 項の規定により諮問します。

# 大阪府土地利用基本計画書

(改定案)

平成 2 5 年 3 月

大 阪 府



# 目 次

前 文	1
1 土地利用の基本方向	2
(1) 土地利用の基本方向	2
(2) 土地利用の原則	11
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する 調整指導方針	15
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	15
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	15
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	16
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	16
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	16
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	16
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	17
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	17
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	17
3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	18
(参考1) 土地利用基本計画図地域区分別面積	19
(参考2) 用語解説	21





## 前 文

本大阪府土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、大阪府の区域について、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び大阪府計画）を基本として策定するものです。

本基本計画は、土地利用の基本方向と「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、及び土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画について定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図るものです。

## 1 土地利用の基本方向

### (1) 土地利用の基本方向

#### ①土地利用の基本理念

土地は、将来の府民のさらなる発展のための限りある資源であり、生活や社会経済活動の共通の基盤となるものです。

大阪府域の将来の土地利用を定めるにあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境を保全しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な発展を目指し、次の土地利用を図ることとします。

#### ・大阪の特性・魅力を活かした土地利用

鉄道・道路等広域交通ネットワークの発達や、自然・文化・歴史的資源や多様な産業の集積など、大阪の特性・魅力を活かした土地利用を図ります。

#### ・人と自然が共生する土地利用

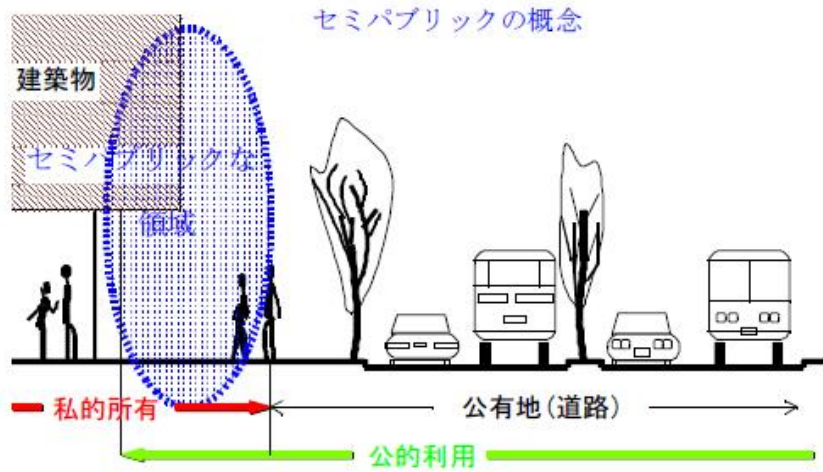
環境保全を図りつつ豊かな生活が確保されるよう、環境負荷の少ない都市・地域づくりを進めるなど、人と自然が共生し発展し続けていくことのできる土地利用を図ります。

#### ・多面的な価値を活かした土地利用

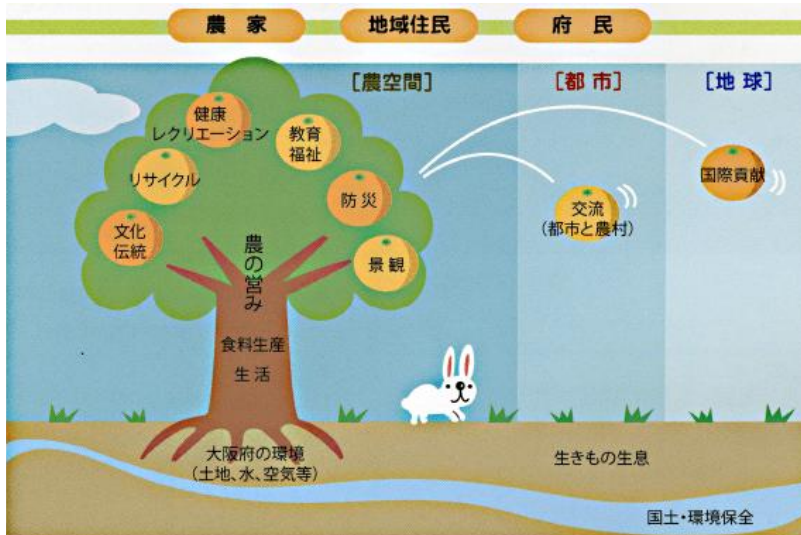
公有地だけでなく、民有地においても、環境・景観・防災等の観点における公益的な機能を評価し、緑地空間や防災空間といったセミパブリックな空間を広げるなど、多面的な価値を活かした土地利用を図ります。

また、こうした土地利用を図り、大阪をより良い状態で次の世代へ継承していけるよう、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政とが、目指すべき土地利用の将来像を共有し、連携・協働して都市・地域づくりを進めていきます。

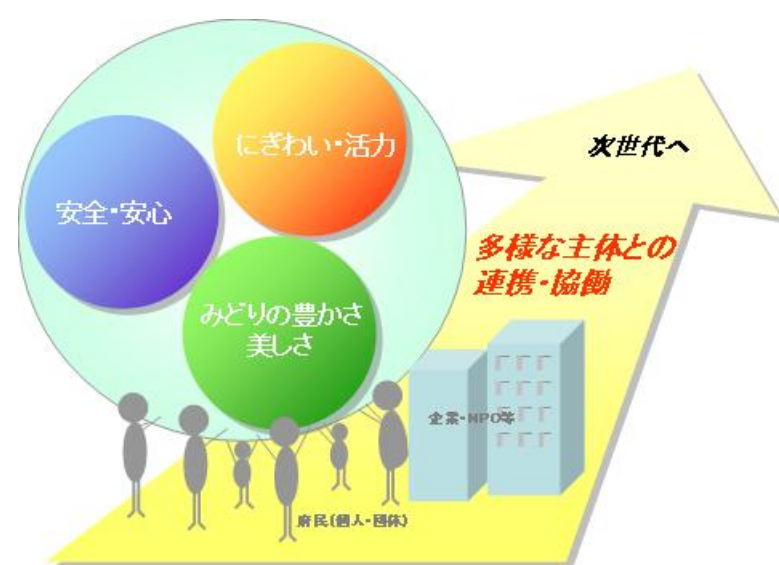
■セミパブリックの概念図



■農空間が持つ多面的機能



■多様な主体による連携・協働 (イメージ図)



## ②土地利用における大阪の将来像と基本方針

都市活力の低下やグローバル化の進展、東日本大震災の教訓、地球環境問題の深刻化、新たなエネルギー社会の構築の必要性などを踏まえ適切かつ着実に対応していくため、にぎわい・活力・環境・景観・安全・安心の観点から、府域の土地利用を定めるにあたっては、次に挙げる大阪の目指すべき「将来像」とその実現に向けた「基本方針」に基づき、総合的かつ計画的に行うこととします。

また、例えば、大阪の産業の特徴である多様性を活かし、環境や安全・安心等、様々な面と関連した産業振興等に関して、企業等の多様な主体と行政が、それらの関連性を認識し連携して取り組むなど、各種基本方針が複数の将来像に寄与するという点についても十分に留意する必要があります。

### ②-1【将来像1：にぎわい・活力ある大阪】

#### 基本方針 a. 国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成

世界や日本の各都市との人・物の交流拡大を図るため、陸・海・空における広域的な交通ネットワークを強化していきます。

- ・関西国際空港については、アジア・世界とのゲートウェイとして内外を結ぶ役割を果たせるよう、国際拠点空港にふさわしい機能の強化を促進します。また、なにわ筋線等による関西国際空港へのアクセス強化を促進します。さらに、人の交流空間としての空港の魅力づくりにも努めます。
- ・阪神港については、国際コンテナ戦略港湾として日本全体の成長に貢献できるよう、国際競争力向上に向けた集荷力の強化や基幹航路の維持拡大など港湾機能の強化を図るとともに、関西国際空港との連携強化を図ります。
- ・新名神高速道路や大阪都市再生環状道路等の整備促進により幹線道路ネットワークを強化し、物流の円滑化及び都市環境の改善を図ります。
- ・おおさか東線等鉄道ネットワークの整備を促進し、ビジネスや観光面での利便性向上などを目的に新大阪・大阪駅等関西の玄関口と観光地等へのアクセス強

化を図ります。

大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点及びベイエリアにおいては商業・業務施設等の都市機能の集積を活かし、大阪のにぎわい・活力を牽引していく都市核の形成を図ります。

また、世界をリードする大阪産業とするため、バイオ、環境・新エネルギー等の産業施設の立地環境を整備することにより、次世代産業の誘致・集積を図るとともに、これらを支えるものづくり産業の集積の維持・発展を図ることで、産業のポテンシャルを高めるとともに、関西広域での産業拠点間の連携を強化していきます。

第二京阪道路や新名神高速道路等新たな幹線道路沿道では、高い立地ポテンシャルを有効に活用するため、周辺環境に十分配慮しつつ、工場・商業・流通施設等、企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用を図ります。

観光面では、大阪には **USJ** や海遊館等の主要な観光地以外にも、大阪城、難波宮跡や百舌鳥・古市等の古墳群、寺内町や歴史街道、近代建築物等、歴史・文化的に貴重な建築物・街並みを有する地区が数多く存在します。しかし、これらの多くは点在し、認知度も低く、観光資源としての形成につながっていない場合も見受けられます。

そのため、歴史・文化的資源等を活かしたまちづくりを進めるとともに、各観光資源間のアクセスの向上や情報提供の強化を図ります。また、大阪の貴重な資源である「水の回廊」等、川を活かしたにぎわいづくりに取り組むなど、多彩なミュージアム都市として、府民、来訪者双方にとって、魅力ある快適な空間の創出と利用促進を図ります。

#### **基本方針 b. 集約・連携型都市構造の強化**

各地域における業務・商業・居住・医療等の多様な都市ストックを活用し、立体的・重層的にその機能を高めるなど土地の有効・高度利用を進めることで、各種都市機能の集約、高度化を図ります。

あわせて、地域間において、その都市機能を相互に連携・活用できるよう、放射及び環状交通網の形成など道路・公共交通ネットワークの充実や、情報通信技術を活用した情報通信基盤の機能強化を図ります。

鉄道駅周辺においては歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに（コンパクトシティ化）、特に、大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点については、サービス・交流拠点等のにぎわい空間の創出、商業・業務施設等の充実を図るとともに、良質な都市型住宅や医療福祉施設等公益施設の立地を促進します。

郊外部は、農空間等の良好な環境の維持・保全を図ることとし、特に産業の活性化や生活環境の向上などが地域において必要な場合は、自然環境にも配慮した上で、計画的な都市的土地利用を図ります。

道路・河川・公園・下水道等都市基盤施設については、既存ストックを活かしながら効率的かつ効果的な整備を図るとともに、ライフサイクルマネジメントを意識した上で適切な維持管理・更新を行い、併せて、歩行者・自転車空間・親水空間・緑化空間の創出など公共空間の魅力づくりを図ります。

## ②-2【将来像2：みどり豊かで美しい大阪】

### 基本方針 a. みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり

大阪には、市街地近郊に自然豊かな山系や海辺があるという立地が活かされておらず、市街地では比較的身近なところにみどりがあるということが実感できにくくなっており、海～まち～山をつなぐ、みどりのネットワークの形成が重要になっています。また、ヒートアイランド現象等の環境問題も進行しており、府民が実感できるみどりの量的な充足や質の向上を進めていく必要があります。

このため、周辺山系や臨海部、河川・道路等の府域の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出するとともに、学校・公園等公共空間のみどりの充実及び農空間や樹林地等の保全、建築物等の民有地緑化の推進などを図り、互いに結び付けていくことにより、海と山をつなぐ「みどりの軸」の形成を目指します。

また、環境保全を図りつつ豊かな生活を確保するために、地球温暖化問題への対応として温室効果ガスの大幅な排出削減を図るなど、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくり・地域づくりが重要となります。

このため、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用などを促進し、エネルギー利用効率の高い都市の形成を図るとともに、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進などを図ります。また、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進や、モビリティ・マネジメント等マイカー利用を抑制し、公共交通機関や適切な自転車の利用を促進する施策を図ります。

また、CO<sub>2</sub>の吸収源対策として、森林所有者とともに多様な主体が連携し、森林の間伐や植林を行うなど、森林の保全・育成を図ります。

## **基本方針 b. 健全な生態系・水循環の構築**

健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全とともに、それらを有機的につなぐエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。

里山や農地、干潟等は、生物多様性の保全や府民の身近な自然とのふれあいの場、レクリエーションや環境教育の場等として重要な役割も果たすことから、地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働により保全を図ります。

また、健全な水循環を構築するため、公共用水域の良好な水質の確保や、水源かん養機能の維持・向上に資する森林・農地等の適切な保全、下水道の高度処理、合流式下水道の改善及び処理水再利用の推進などを図ります。また、水資源の効率的利用を図ります。

### **基本方針 c. 地域資源を活かした美しい景観の形成**

大阪は、山、河川、海岸等の自然、歴史的街並み等、地域の特色に応じた多様な景観が形成されており、これらの景観を良好に保全・継承していくことが重要です。

このため、市街地の背景となる周辺三山系の山並みを保全するとともに、美しい田園風景の形成に寄与する里山や棚田の保全・再生を図ります。河川や海岸等については、府民が集い、親しめる景観となるよう、自然環境の保全、水辺空間の整備を図ります。

また、歴史的な建築物等、歴史・文化的資源の保全とともに、それらの資源を活かしたまちづくりを地域住民等と連携して行うことにより、調和した街並みや魅力ある都市空間の創出など、地域固有の景観の保全・形成を進めます。

## **②-3【将来像3：安全・安心な大阪】**

### **基本方針 a. 誰もが暮らしやすい生活環境の形成**

少子・高齢化の進展に伴う世帯構成の変化や府民のライフスタイルの多様化などに対応した暮らしの選択ができるよう、主要鉄道駅周辺等においては、商業・福祉・文化・教育等の多様な都市機能の集積を促進し、歩いて暮らせる快適な生活環境の形成を図ります。郊外部においては、豊かな自然等地域資源を活かし、身近に自然とふれあうことのできる生活環境の創出を図ります。

また、公共交通機関による移動の円滑化を図るため、点字や多言語による案内情報や、鉄道駅等を中心とした一定地域内での建築物も含むバリアフリー空間の形成を進めるなど、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を図ります。

### **基本方針 b. 災害に強い都市・地域づくりの推進**

災害の未然防止や発生時の被害を最小限にとどめるためには、関係機関が相互に連携・協働し、総合的・計画的にハード・ソフト施策を展開していくことが重要です。



今後、発生が危惧される南海トラフ巨大地震や直下型地震等による災害リスクを低減させるため、道路・鉄道・上下水道等の耐震化や住宅・建築物の不燃化・耐震化を図ります。また、避難・延焼防止に有効な幹線道路、広場・公園等の整備を図るとともに、特に密集市街地においては、防災道路やポケットパーク等の確保を含め、防災性の向上を図ります。

洪水や津波・高潮等の災害リスクに対しては、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等の整備・強化を図ります。また、都市部における雨水貯留・浸透施設の設置や、森林・農地・ため池等の保全による、雨水の河川・下水道への流出抑制を図ります。さらに、水害・土砂災害等の災害危険箇所の明示により、住宅等の適正な土地利用の誘導に努めます。

災害時の円滑な救援・救助や迅速な復旧・復興が行えるように、防災拠点等の防災関連基盤の強化に加え、道路等の交通基盤及び上下水道や電気・ガス、情報基盤のネットワーク化を図ります。

さらに、大規模地震や洪水等による被害想定公表、避難場所・ルート等の防災情報を盛り込んだハザードマップの整備・普及などにより、地域住民の防災意識を高め、自主防災活動等の取組を促進します。

#### ②-4【多様な主体との連携・協働による地域づくり】

人口減少・高齢化の進展やそれに伴う担い手不足などにより、遊休農地・放置森林や空き家・空閑地等が増加し、環境・景観の悪化や治安面の不安といった土地の管理面からの問題が顕在化しています。土地所有者等による適切な管理を基本としつつ、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政との連携・協働により、持続的かつ適切な土地利用を図り、より良い状態で次世代へ引き継ぐことが重要となります。

こうした点を踏まえ、前述の将来像の実現に向けた共通する取組方針として多様な主体との連携・協働による地域づくりを促進します。

#### **a. 土地利用に関する情報の共有化**

大阪府は、府域の土地利用の状況・推移などを、地理情報システム等を活用し総合的に把握・評価することで、各種行政計画等への活用を促進します。また、府民の土地利用に関する理解や主体的な取組を促進するため、土地情報の普及・啓発を図ります。

#### **b. 多様な担い手の確保と組織化**

知識や経験が豊富な高齢者、環境問題等に取り組む **NPO**・企業等が増えつつある中で、こうした個人・企業等をつなぎ、支えていくための仕組みを整えていくことが重要です。

このため、大阪府は、府民・**NPO**・企業等の参画による遊休農地の解消や放置森林の管理、「共生の森」等のみどりづくりを進めます。

そして、行政と地域住民等との協働による緑化活動や道路・河川等の美化活動を促進します。空閑地については、治安面・環境面等の課題の解消に向け、所有者等への適正な維持管理を求めるとともに、ゆとり空間や防災空間等としての活用を促します。

また、鉄道駅周辺等のうち、商業機能の低下や空き店舗・空閑地の増加などに伴う活力・魅力の低下が懸念されている市街地においては、行政及び商業事業者や地域住民等により、商業等の活性化方策と連携しながら、都市基盤や都市機能の再整備を図ります。

## (2) 土地利用の原則

府域の土地利用は、土地利用基本計画に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければなりません。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとします。

### ① 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。

都市地域の土地利用については、防災機能の強化や、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮し、既成市街地の整備を推進するとともに、優良な農地や自然環境等を保全し、今後新たに必要とされる良質な宅地等を計画的に確保、整備することを基本とします。

○ 市街化区域（都市計画法第7条による市街化区域をいう。以下同じ。）においては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることから、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の整備、開発、及び交通体系、公園緑地、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に進めるとともに、密集市街地においては、災害に留意した道路・公園の整備によるゆとり環境の改善など、再整備を積極的に進めます。

なお、樹林地、水辺等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図ります。

○ 市街化調整区域（都市計画法第7条による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、市街化を抑制すべき区域であることから、特定の場合（農林業の振興、自然環境の保全との調整が図られ、しかも計画的な都市化が担

保される場合等。)を除き、都市的土地利用を抑制し、良好な都市環境を保持するため、緑地等の保全を図ります。

## ② 農業地域

農業地域は、農地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。

農業地域の土地利用については、農地が食料供給源として基礎的な土地資源であり、大都市近郊での生鮮食料品の安定した供給を図る生産基盤であるとともに、良好な生活環境や自然環境及び防災空間の構成要素であることから、極力その保全と有効利用を図るとともに、土地の有効利用、生産性向上等の見地から、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において、今後新たに必要とされる農地を計画的に確保、整備するものとします。さらに、教育、レクリエーションなどの多面的機能をもつ農空間の整備をめざすものとします。

- 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良、農地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行いません。
- 農用地区域を除く農地については、農業生産力の高いもの、集団的に存在するもの及び農業に対する公共投資の対象となったものは、農業以外の用途への利用を極力避けます。ただし、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合は、その調整された計画を尊重します。

## ③ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3

項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域とします。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水源かん養、環境保全、保健機能等の公益的機能を通じて府民生活に大きく寄与していることから、森林の保全及び利用をすすめるとともに、森林の持つ多面的機能が総合的に発揮されるようその整備を図るものとし、また、既存の緑の質の向上・回復・形成を図っていくものとします。

- 保安林（森林法第25条及び第25条の2による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、原則として他用途への転用は行いません。
- 国有林（保安林を除く。以下同じ。）については、適正かつ合理的な利用を図ります。
- 地域森林計画対象民有林（保安林を除く。以下同じ。）については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべきもの、施業方法を特定されているもの、水源として依存度の高いもの及び優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高いものについては、極力他用途への転用を避けます。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の公益的機能、林業経営の安定及び地勢的条件に留意しつつ、災害の防止、河川等の水質汚濁の防止及び良好な景観の確保等を十分考慮して周辺の土地利用との調整を図ります。

#### ④ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて府民の保健機能及び教育に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。また、自然環境の保全・回復を図りつつ、野外レクリエーション施設の整備などを進めるものとします。

○ 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 1 項の特別保護地区をいう。）については、景観の厳正な維持を図るものとします。

○ 特別地域（自然公園法第 20 条及び大阪府立自然公園条例第 6 条による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致または景観の維持を図るべきものであることから、都市的土地利用、農業的土地利用等を行うための開発行為は極力抑制します。

○ その他の自然公園地域においては、大規模な開発行為その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力抑制します。

#### ⑤ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第 45 条第 1 項に基づく大阪府自然環境保全条例第 11 条による、大阪府自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く府民がその恩恵を享受するとともに、将来の府民にすぐれた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとします。

○ 特別地区（大阪府自然環境保全条例第 13 条による特別地区をいう。以下同じ。）については、その指定の趣旨に沿い、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図り、土地の利用目的を変更しません。

○ その他の自然保全地域については、原則として土地の利用目的を変更しません。

## 2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域または自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図ります。

### (1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

- ① 市街化調整区域と農用地区域とが重複する場合  
農地としての利用を優先します。
- ② 市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合  
計画的な都市化が担保される場合等に限り、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めます。

### (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

- ① 都市地域と保安林区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先します。
- ② 市街化区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、都市的な利用を優先するが、森林の有する多面的機能の保全につとめます。
- ③ 市街化調整区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合  
計画的な都市化が担保される場合等に限り、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用も認めます。

**(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域**

- ① 市街化調整区域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先します。
- ② 市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

**(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域**

- ① 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合  
自然環境としての保全を優先します。
- ② 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合  
自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

**(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域**

- ① 農業地域と保安林区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先します。
- ② 農用地区域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、農地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用も認めます。
- ③ 農用地区域以外の農業地域と保安林区域以外の森林地域とが重複する場合  
森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用も認めます。

**(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域**

- ① 農業地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先します。



- ② 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- ① 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先します。

- ② 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

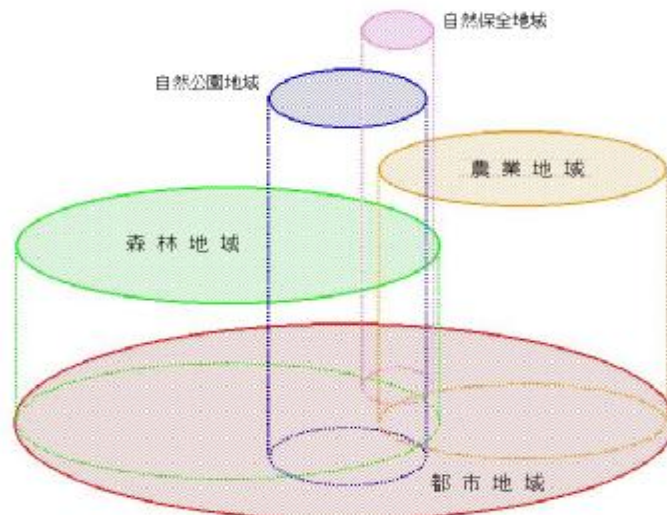
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

自然公園としての機能の維持に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図ります。

大阪府土地利用基本計画における  
五地域指定の概念図



### 3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

次表に掲げる公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮します。

計画名	事業目的	規模	位置	計画主体	事業主体
大阪国際空港周辺整備計画	空港周辺地域の航空機公害被害の軽減	約 800ha (第1種区域)	豊中市、池田市、大阪市の各一部	大阪府知事 他	新関西国際空港(株)、 大阪府、 豊中市

- ・ 関係法：公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（航空機騒音障害防止法）

(参考1) 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積表

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
五 地 域 区 分	都 市 地 域	189,604	99.6
	農 業 地 域	32,510	17.1
	森 林 地 域	56,206	29.5
	自然公園地域	20,039	10.5
	自然保全地域	38	0.0
計		298,397	156.8
白 地 地 域		123	0.1
合 計		298,520	156.8
大阪府総面積		190,354	100.0

(注)・面積は土地利用基本計画図より計測したものを記載しました。

- ・大阪府総面積は平成23年10月1日現在(国土地理院)の府土面積(189,928ha)にその後の埋立てによる増分(426ha)を加えたものです。

(2) 五地域の重複状況別面積

区 分		面 積 (ha)	割 合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	110,411	58.0
	(森)	543	0.3
	計	110,954	58.3
重 複 地 域	(都)と(農)	22,149	11.6
	(都)と(森)	27,677	14.5
	(都)と(公)	987	0.5
	(都)と(農)と(森)	9,290	4.9
	(都)と(農)と(公)	393	0.2
	(都)と(森)と(公)	17,984	9.4
	(都)と(森)と(保)	35	0.0
	(都)と(農)と(森)と(公)	675	0.4
	(都)と(農)と(森)と(保)	3	0.0
計	79,193	41.6	
白 地 地 域	123	0.1	
大 阪 府 総 面 積	190,354	100.0	

(注) ・(都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域  
(保)は自然保全地域を示します。

・面積は土地利用基本計画図より計測したものを記載しました。

(参考2) 用語解説

用 語	解 説
エコロジカル・ネットワーク	分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとすること。
公共の福祉	土地は、その利用が相互に大きな影響を及ぼしあうなど、公共(社会一般)の利害に関係する特性を有していることから、国土利用計画法の理念として定めているもの。
国際コンテナ戦略港湾	産業の国際競争力の低下や海外流出を防ぐための方策として、我が国港湾の国際競争力強化を目的に、国土交通省が「選択」と「集中」に基づき選定した港湾。平成22年8月に阪神港(大阪港、神戸港)と京浜港(東京港、横浜港、川崎港)が選定。
里山	集落や人里の近くにあり、薪炭用材や山菜の採取など、人々の生業や暮らしの中で利用されることで環境が形成されてきた地域のこと。地形的に「山」とは限らない。
持続可能な発展	<b>Sustainable Development</b> の和訳。自然環境と都市の発展を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した社会・経済面等からの発展が可能であり重要であるという考えに立つもの。
セミパブリックな空間	民有地において公益的な利用を図る空間の概念。狭い意味では公開空地等があり、さらに森林や農地等についても環境・防災等といった公益的な機能を確保する空間として捉えることができる。
農空間	農業振興地域を中心に、周辺山系と市街地の間にある農地、里山、集落、農業用水路やため池等の農業用施設等が一体となった地域。
ハザードマップ	災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、地震、洪水、土砂災害等によって想定される被災状況やそれら災害時における避難場所・ルート等の防災情報を盛り込んだ地図。
防災拠点	地震等の大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護などの災害応急活動の拠点となる施設。
放置森林	平成19年8月に策定した「放置森林対策行動計画」において、対象とする森林を、『①間伐が遅れて林内が暗く、土壌の流出などが見られる人工林 ②過密になり隣接する森林に拡大している竹林』としている。

ポケットパーク	道路の沿道や駅前等の一角に、憩いの場となるようなベンチ等を設けた小空間。災害時には延焼防止や一時避難地としての活用が期待できる。
密集市街地	高度経済成長期等に、道路等の都市基盤が整わないまま、木造賃貸住宅等が密集して立地した地域。
みどりの軸	海と山が近接し、海風が吹いている大阪の地形とみどりが持つヒートアイランド現象の緩和効果を活かして、河川や道路等の空間並びにその周辺をみどりでつなぐことによって形成された軸。
モビリティ・マネジメント	個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした施策。具体的には、渋滞や環境問題、個人の健康といったことに配慮しつつ、過度に自動車に頼る状態から公共交通機関や自転車等を使う方向へ転換していくことなどを指す。
遊休農地	農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、言語等にかかわらず快適に利用できるよう、製品・建物・空間等をデザインすること。高齢者や障がい者等にやさしい形や機能は、誰にとってもやさしいものになることを前提に、普遍性を強調した概念。
ライフサイクルマネジメント	ライフサイクル（整備と維持管理の全過程）にわたって、効用の創出・向上並びに費用の削減を総合的に行うとともに、CO <sub>2</sub> 削減も考慮し、最適な代替案を選択しながら管理すること。

## 報告案件

大阪府土地利用基本計画の変更について  
(森林地域の縮小)

## 大阪府土地利用基本計画書の変更

大阪府土地利用基本計画を次のとおり変更する。

### 変更内容

森林地域を別紙の変更区域図のとおり縮小する。

### 変更理由

#### (箕面森林地域)

箕面森町において住宅地を造成する林地開発に伴い、森林地域の一部を縮小するものである。

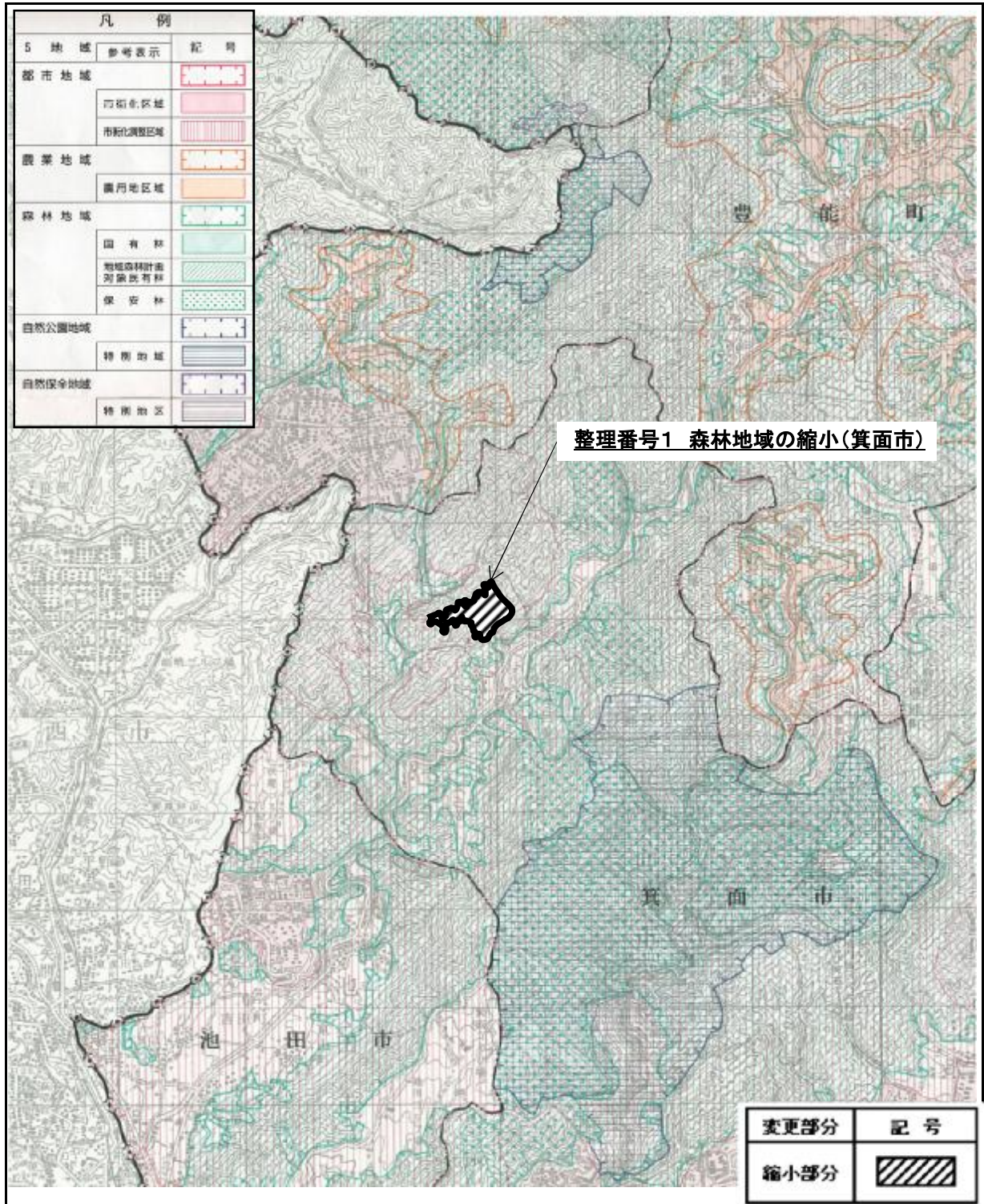
#### (枚方森林地域)

事業場の設置に伴い、森林地域の一部を縮小するものである。



# 変更内容説明書

変更区域図 I (基本計画図4-1)



変更区域図Ⅱ (基本計画図4-2)

